

平成29年 第9回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 29

会議日程・付議事件

会議日時 平成29年5月25日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第16号	川西市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	
5	議案第17号	川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	
6	議案第18号	川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	議案第19号	平成30年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	
8	議案第20号	川西市指定文化財の指定について	
9		諸報告	

出席者

教 育 長            牛 尾        巧

委            員            加 藤 隆一郎  
(教育長職務代理者)

委            員            磯 部 裕 子

委            員            服 部        保

委            員            鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	木下博
総務調整室長	中西哲
兼教育推進部参事(学校教育室担当)	
こども家庭室長	山元昇
学校教育室長	岸敬三
教育推進部参事兼学校指導課長	伊豆崇
まなび支援室長	枘川隆雄
教育総務課長	籾内寿子
教職員課長	武富祥平
こども・若者政策課長	岩脇茂樹
子育て・家庭支援課長	増田善則
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
学務課長	志波仁史
学校指導課主幹	升村誠志
生徒指導支援課長兼青少年センター所長	西門隆博
教育相談センター所長	荒木浩
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
地域こども支援課長	大屋敷美子
中央図書館長	村山尚子
中央公民館長	藤井恵子
公共施設マネジメント室主幹 (施設整備担当)	小林尚司

議事録作成者

教育総務課主査	岸本匡史
---------	------

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 16	川西市立幼保連携型認定こども園条例の制定について	29.5.25	29.5.25	可 決
議案 17	川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	29.5.25	29.5.25	可 決
議案 18	川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29.5.25	29.5.25	可 決
議案 19	平成30年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	29.5.25	29.5.25	可 決
議案 20	川西市指定文化財の指定について	29.5.25	29.5.25	可 決

[ 開会 午後 2 時 ]

- 牛尾教育長     それでは、只今より、平成 29 年第 9 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- 牛尾教育長     まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育総務課長  
（ 藪内 ）     本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。  
                  本日は、説明のため出席を求めた者について全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 牛尾教育長     次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 牛尾教育長     これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、服部委員、鈴木委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
- 牛尾教育長     では次に、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 8 回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。
- 教育総務課長  
（ 藪内 ）     それでは第 8 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。  
                  最後に署名委員の署名ということで、磯部委員、服部委員にご署名を頂戴しております。  
                  以上でございます。
- 牛尾教育長     説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。
- 牛尾教育長     それでは、お諮りいたします。第 8 回定例会の議事録につきましては、

これを承認することにご異議はございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長       ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長       では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

こども未来部長  
(中塚)           それでは、事務状況報告の1点目、保育所等の待機児童数について、ご報告させていただきます。

4月の定例教育委員会の事務状況報告で申し上げましたとおり、保育所等の待機児童数につきましては、国において「保護者が育児休業中の場合の取り扱い」などについての係数方法の改定が行われ、改定後の方法による待機児童数の見直し作業を進めておりましたが、このたび本年4月の待機児童数が確定しましたので、ご報告させていただきます。

まず、保育を必要とする、いわゆる2号・3号の認定を受けた児童が入所する施設の受入れ定員につきましては、子ども・子育て計画に基づき緑台中学校区に民間の認定こども園を誘致し本年4月に開園したこと、また、JR川西池田駅に隣接する認可外保育所を定員数19人の小規模保育事業所として認可するなど、昨年定員数1,825人から119人の増を図りまして、1,944人とし、待機児童の解消に向け取り組んでまいりました。

保育を必要とする児童の保育所等への入所につきましては、昨年10月から入所申請を受け、一人でも多くのお子様をご希望の施設へ入所していただけるよう、入所調整をすすめてきたところでございます。

しかしながら、国における待機児童数の係数方法の改定により、保護者が育児休業中であれば、従来は待機児童数にカウントしないとされていたものが、育児休業中であっても、入所できれば復職する意向がある場合については、待機児童数にカウントすることとされたこと、ならびに保育の需要が定員拡大量を上回ったことなどから、子ども・子育て計画で目標としておりました本年4月時点での待機児童の解消には至らず、平成29年4月1日現在で39人となっており、昨年同時期の待機児童数は32名でありましたので、7名の増となっております。39名の内訳は、0歳児が5人、1歳児が27人、2歳児が3人、3歳児が3人、4歳児は0人、5



歳児が1人となっております。0歳から2歳児までに待機児童が多いのは、育休明け、産休明けの職場復帰希望の状況を反映してのことと思われます。

国における係数方法の改定が無かった場合、昨年度と同じ計算方法で算出しますと、待機児童数は26人となり、6人の減少となっております。保育定員の増を図ったことの一定の効果がみられるところでございますが、保育の需要が定員拡大量を上回ったことから、本年4月時点での待機児童の解消は実現できませんでした。

今後は、今年度予定をしております小規模保育事業所の公募など、保育定員を増加させる施策を着実に推進するとともに、国におけます待機児童解消に関する取組施策等を踏まえながら、その他の事業実施も検討するなど、待機児童解消に向けた取組みを推進してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

教育推進部長  
(木下)

続きまして、事務状況報告の2点目、学校配置の適正化に係る説明会について、資料に沿ってご報告いたします。

お手元の多田グリーンハイツ地区・清和台地区における「学校配置の適正化に関する手順」に関する地域説明会の状況について(概要報告)をご覧ください。

実施日時及び参加者等についてでございます。

5月14日の日曜日、清和台小学校においては、10時から10時58分まで、39名の参加がございました。清和台南小学校においては、15時から15時43分まで、23名の参加がございました。

翌週5月21日の日曜日、陽明小学校においては、13時から15時07分、40名の参加がございました。緑台小学校におきましては、15時30分から翌日の0時28分まで、64名の参加がございました。

参加者は、地域の住民の方、コミュニティ関係者、PTA関係者、保護者、就学前児童の保護者、市議会議員、学校関係者などが参加されておりましたけれども、学校関係者は、参加者数からは除外しております。

緑台小学校では、0時から0時11分までの休憩時間も設定しているということでございます。

続きまして、各会場における意見等の概要についてでございます。

まず、清和台小学校での主な意見・質疑の要約についてご報告いたします。

適正化実施条件が出てから結論が出るまでに、どれぐらいの期間を想定しているのか。時期が分からないということについて、地域住民としては不安。時期は具体的に示してほしいという質問に対し、適正化

実施時期は未定。あくまで、地域の意見を聞きながら、適正化実施条件の出現以降に判断していくと答えています。

「複数学年に単学級」という条件にした理由はという質問に対し、1学年のみであれば一時的な状況であるとも考えられるが、複数学年で発生すると継続的に単学級の状況が続く可能性があるかと判断したためと答えています。

手順は、多田グリーンハイツ地区、清和台地区に限定されているが市全市的な方針はないのかという質問に対し、2地区以外のところでは、学校配置の適正化に関して、まだ検討に至っていないというふうに答えております。

再検討の前後で変更した点と、変わらなかった点はというご質問に対し、学校配置の適正化を進めていくという方針は変わっていない。再検討前は統合時期を平成31年度とし、清和台南小学校を使用していたが、現在は未定。また、再検討前には検討プロセスが無かったので、再検討後には手順を作成したと答えました。

児童数推計は、あくまで参考ということだが、今後も公表していくのか。住民は数値を見て予想・判断すると思うので、混乱する恐れがあるという質問に対し、1年前のデータを用いた推計と今年度の実態で既に差が生じている。あくまで推計は用いない。今後の推計については今のところ公表は予定していない。要請があれば状況に応じて考えたいというふうに答えております。

続きまして、清和台南小学校での主な意見・質疑の要約についてご報告いたします。

適正化実施条件が出てから統合までのスケジュールはどうなるのかという質問に対し、全国の状況を見ると、検討が始まってから方針が決まるまでを4年以内に行っているところが半数以上、統合になる場合はさらに2年以内というところが多い状況ではある。ただし、清和台地区での適正化の実施時期は決まっていないと答えています。

今年度、清和台小学校で1年生が35人で1クラスになっているが、検討の開始時期が前倒しになることはあるのか。その場合、どちらの学校に統合するのかという質問に対し、あくまでも、いずれかの学校の複数学年に単学級の実態が現れた場合に検討を始める。統合先、実施年度とも現在は未定と答えています。

手順の説明に関して、今後どのような人を対象に説明会を実施していくのかという質問に対し、今後、PTAやコミュニティなどに教育委員会からお声掛けすることも考えられるし、要請があれば小グループ

への説明にも行く。様々な形式の会でご意見を聴いていきたいと答えています。

小学校の統合というのは教育委員会だけでなく市全体の問題だと考えるので、市長や副市長が説明会に同席すべきではないかという質問に対し、まず、子どもの教育環境をどうするのかについて、教育委員会主体で保護者や地域の方と話していく。ご意見はしっかり市長部局に伝えていくというふうに答えています。

続きまして、陽明小学校での主な意見・質疑の要約についてご報告いたします。

複数学年に単学級が現実に現れた場合に検討がスタートするということが、クラス数だけ見て検討を始めるのは違う。文科省の手引きではクラス数と児童数の両方を見て判断が必要とされているはずというご意見をいただきました。

検討を始めるのが早すぎる。「児童数が100人になったら考える」で良いと思うというご意見をいただきました。

学校の統合は地域の魅力を損失させることに繋がり、地区内の児童数（人口）の減少に拍車が掛かってしまう。手順を作るよりも先に、市として子どもを増やす施策に注力すべきというご意見をいただきました。

児童数推移が読みにくく増加に傾く可能性があることから、適正化実施条件が出てから2～3年延ばして協議をスタートしても良いと思うというご質問に対し、複数学年に単学級という状況は高学年でも発生する可能性がある。まずはその時点で検討する必要があると答えています。

検討を始めてから結論を出すまで、具体的なスケジュールを決めた方が保護者としては安心できるという質問に対し、検討開始時点での状況は様々であるため、その時の様子を見ながら進めていきたいと答えています。

陽明小は300人しかないというよりも「まだ300人もいる」と考えている。少子化の中での教育を考えるべき。小規模校でも存続させるべきというご意見をいただいています。

財政的な観点から統合が検討されているのだと思うという質問に対し、教育委員会としては教育上の視点で考えている。財政視点ではないと答えています。

本日の説明会で出た意見や、今後の小規模な話し合いの中で出た意見によって、手順や方針が変更になることはあるのかというご質問に対

し、地域の皆様のご意見を聞いた結果、変わる可能性はあると答えています。

教育委員会は信用できない。色々な場所で違う話をしないようにというご意見をいただいています。

続きまして、緑台小学校での主な意見・質疑の要約についてご報告いたします。

適正化という文言が使われているが、「適正」とはどういうことかという質問に対し、学校の適正規模として、法令上では1つの学校で12～18学級が適正とされていると答えています。

6ページの上段で内容が矛盾している。まちづくりを踏まえて学校を選定するなら、学校選定する前に、市長を中心とした計画がない限り、まちづくりと学校選定が折り合わないというご質問に対し、教育的な視点を一番重視して検討するが、学校施設はコミュニティの核でもあり、まちづくり・地域づくりとの関わりの視点も合わせて検討していく。教育委員会としては、教育視点で学校がどうあるべきかで学校を選定していきたい。跡地利用は次の段階であると考えていると答えています。

「跡地利用は市長を中心とした関係部署に任せます」ではだめなのかというご質問に対し、教育委員会としては、教育環境がどうあるべきかを考え、早い段階で統合するのが望ましいということで進めていた。やはり教育環境を最優先すべきではあるが、学校運営とか学校の在り方を考えた時には、地域づくりの視点も当然入ってくると答えています。

校区審議会の再審議を強く要望するという質問に対し、現時点では、教育委員会としては、統合が望ましいという考え方は変わっていないと答えています。

3回目と4回目の議事録についてホームページに掲載されていない。統合に関してメールで問い合わせたが、今になっても回答がないというご意見をいただきました。

小中一貫ということが出てこないが、これまでとの論点のすり替えかというご質問に対し、小中一貫も選択肢の一つとして残っていると答えています。

「学校配置の適正化」とは、どういうことかというご質問に対し、統合、小規模存続、校区変更、小中一貫といった選択肢があると答えています。

この手順は確定なのかということに対し、未確定であると答え、

市議会議員も言っていたが、この手順は決定事項なのかという質問に対し、手順そのものが決定事項という解釈は、手順を公表するにあたり、教育委員会で議決するという一定の手続きを経たためであると答えています。

教育委員会の方針として「統合ありき」の手順は認められない。手順を作る前に地域に相談するのが本来である。一方的に作成したものを上から提示させている。今回の説明会が、手順を「作る」ためのものなら構わないというご意見をいただきました。

方針を決める責任者は誰なのか。こういう大事な事柄について議論をするなら、決定権のある教育委員も出席させるべきというご意見をいただいています。

どうしたら教育長や教育委員の責任を問えるのか。辞めさせられるのかというご意見をいただいています。

まちづくりの視点から、跡地利用は大事なことなので市長部局がこの場に来るべき。市としては、緑台小学校の跡地を狙っているからこんなことを言っていると思うというご意見をいただきました。

統合問題に関する子どものケアについて、これまでの説明会で意見を述べたが、教育委員会が直接的に何か対応をしたのかというご質問に対し、対応できていないと答えています。

緑台小学校は、児童数が減らない。グリーンハイツ全体ではなく、陽明小学校のみ問題なのである。緑台小学校を巻き込まないでほしいというご意見をいただいています。

「いずれかの学校」という表現を除くべきというご意見をいただいています。

「平成30年度から陽明小学校に統合」という方針が住民意見を事前に得ることなく決定された事実により、グリーンハイツ地区全体が混乱している。統合方針が住民や転入予定者の不安を煽り、人口減少に繋がっている。教育委員会は「まちづくり」ではなく「まちつぶし」をしているというご意見をいただきました。

適正化実施条件が出てから考えるのなら、今、わざわざ手順は不要であるというご質問に対し、再検討決定時に手順を作成することを約束したためということで答えています。

すべて白紙撤回すべきであるという意見をいただいています。

今後、どうしていくのかということにつきまして、5月25日に定例教育委員会があるので、清和台地区も含め、説明会で出た多くの意見について報告する。その上で協議して、教育委員会で今後の進め方を

判断するとお応えしています。

以上が、今回の地域説明会に関する概要の報告でございます。

なお、先ほど資料の説明の中でもお伝えしましたが、地域の皆様からのご意見の中では、今回お示ししました「学校配置の適正化に関する手順」が「決定事項なのか」「確定なのか」というご質問があったところです。

事務局としましては、手順は「未確定」であるとのことご回答をさせていただきました。今回の手順にあたる基本的な考え方としては、保護者や地域の皆様のご意見をお聞きし、「ご理解とご協力を得るため、丁寧な議論を進めること」でありますことから、引き続き意見を伺っていく中で、手順への記載について「修正を加える可能性もある」との認識でございます。

また、今後の事務の進め方でございますが、事務局としましては、今回の地域説明会で終わりということではなく、さらに多くの地域の皆様にご意見を伺う必要があると考えております。

今回は小学校区単位で多人数が参加するかたちで説明会を実施しましたが、今後は少人数単位を基本に、ご意見を話しやすい環境にも配慮しながら、しっかりと保護者や地域の方のお考えを聴いていきたいと思っております。

様々なグループ単位での説明会を実施しながら、概ね半年間程度、引き続き意見を伺うことに力を注ぎ、地域全体の意見を整理・分析できるよう努めてまいります。

ご意見を集約しました結果につきましては、年末を目途に、この定例教育委員会で改めてご報告させていただきたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問等はございませんか。

加藤委員

まず、どのようにこれから先、手順を理解してもらおうかというような話ではなく、2ページ目の真ん中のほうに書いてあるように、とにかくどのようなご要望があって、どのように地域の方は考えておられるかということをお聞きしたいですね、ということにこの文面を読んで思います。我々には、僕もその地域ではないですし、教育委員会事務局あるいは我々教育委員も含めて、見えないことのご提案が必ずあるわけです。それに関しては広く捨わないと、皆様のご理解という理解のレベルではなくて、もっともっと話し合っておいたところで、もう一回、手順を白紙に戻すという意味ではないんですよ。手順というものの自体のあり方について考えるとそこからスタートすべきだと思うんです。

それと、そのことに対して時間を惜しんではいけないと思うんです。だから、小さいタウンミーティング、「タウンミーティング」という言葉が適当かどうかわからないけども、それを何度か繰り返すことによって、部長から説明があったように、何かしらの修正を加えるような方向で、一番地域のためによくなる方向に持っていくというのが本来の立場だと思う。一度議決したことでありますので、これをおいそれ白紙撤回というふうな考え方は、僕自身も部長と同じで持っておりません。ただ、いろんなことを皆さんが思いになっているということは、真摯に受けとめる必要がある。そうしたときに、それはどういうふうに進めて、みんなのためによくなるかということを考えることから始められたいと思いますけど。

牛尾教育長

ありがとうございます。  
ほかにございませんか。

磯部委員

今、加藤委員がおっしゃったとおり、さらに多くの方に小規模な単位できっちりとご説明をしていただき、ご意見を伺う機会は、丁寧に設けていただきたいと思います。もちろん皆様方も丁寧にということは重ね重ねおっしゃっていたことだと思います。

その中で、今回のご報告を伺って一つ気になったのは、話し手が思っていることと聞き手が思っていることが、同じ言葉を使うにしても、解釈の違いが出て、そのことによって話が少し混乱しているところもあるのではないかと思います。具体的には、例えば、「手順」という言葉を使うとき、「方針」という言葉を使うときですが、「手順」というのも、今回作成した資料の大きな考え方、これからの手順と、適正化条件が出てから適正化に向けて考えるときに使っている手順と、「方針」に関しても、今回の教育委員会としての方針として使う場合と、適正化条件が出てから適正化に向けて考えるときの教育委員会の方針と、「方針」にしても、「手順」にしても、いろんな意味合いで使っていると思います。それぞれどんなときのことを示しているのかというのが、話し手と聞き手が同じように解釈できるような言葉の使い方とか、言葉の選び方とか、丁寧な説明の仕方をしないと、誤解を生んでしまったりするのではないかと思います。そのあたりはくれぐれもよろしくお願いいたします。

牛尾教育長

ほかにございませんか。

加藤委員

磯部さんの話を受けて、追加ですけども、やはり僕も、言葉というのが

ね、同じように理解するのは難しいとしても、人間ですからね、今までの経歴も違うから、それで難しいのですが、それを埋めるのは何かというと、一生懸命話をしたり、お互いの話を聞いて、どんなふうに感じておられるのかということをおもんばかることしかないと思うんですね。それである程度の着地点なり、みんなが同じことを考えているということがわかれば、このまちにとって一番いい方向に進んでいくと思います。そうでないと、こっちはこんなつもりで言ったんだけど、そっちはそんなつもりじゃないみたいな、そういうやりとりというのは余り建設的なことではないと同時に、みんなにとってプラスのことでは絶対ないです。

その辺は、だから、もう回数とか惜しまずに、どんな小さなグループでも、お呼びがあればというような書き方、ご要請があればと書いてあったのかな。書いてあるけれども、こっちからも発信して、「この地域の方、集まりましょう」とか、そういう態度が必要だと思います。

牛尾教育長           ほかにございませんか。

鈴木委員           この学校配置の適正化の検討というのは、この2つのそれぞれの地域が初めて迎える局面であります。なくなるとか、残るとか、そういうことではなくって、この人口減少の時代に、公教育が子どもたちのより豊かな育ちをどうしたら約束できるのかという、何か新しいものを生み出す、今、産みの苦しみをしているのかなあと感じています。前向きな話し合いの場をもっと多く設けて、皆で心を合わせて考えを積み重ねていきたいと願っております。よろしく申し上げます。

牛尾教育長           服部委員、よろしいですか。

服部委員           はい。

牛尾教育長           ほかにございませんか。  
事務局、よろしいですか。

牛尾教育長           それでは事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長           では次に、日程第4、議案第16号「川西市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。



こども育成課長  
(丸野)

それでは、議案第16号「川西市立幼保連携型認定こども園条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼保連携型認定こども園条例の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、川西市立牧の台幼稚園と川西市立緑保育所を統合し、川西市立幼保連携型認定こども園を平成30年4月より、設置するため本案を提出するものでございます。

以下、条例の本文につきまして、議案書2ページから4ページ、新旧対照表では議案書5ページから8ページでご説明いたします。

まず、2ページをご覧ください。

条文の内容でございます。第1条において、市立幼稚園と保育所を統合し、新たに幼保連携型の認定こども園を設置するため、設置の根拠を規定しております。

第2条で、平成30年4月1日から開設しますこども園を、牧の台幼稚園の「牧の台」と緑保育所の「みどり」を取り、あわせて、緑をひらがなにすることで柔らかい印象を受けることから、名称を「牧の台みどりこども園」とし、設置します位置は、牧の台幼稚園敷地と牧の台小学校敷地の一部を含めた位置で、「大和東1丁目47番地の5」でございます。

第3条で認定こども園の「事業」の内容として、認定こども園法の規定にある事業などを、第4条で認定こども園への「入園資格」を「子ども・子育て支援法」および「児童福祉法」などの規定に基づいて、定めております。

保育料につきましては第5条において、別に条例で定めると規定し、第6条では「委任」の内容として、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定めることをあげております。

これら、認定こども園の保育料条例ならびに認定こども園の運営等に関する規則については、あらためて議題として提案いたします。

次に、3ページをご覧ください。

付則としまして、第1項で、この条例は平成30年4月1日から施行すると規定し、ただし、本年10月から来年度の入園児募集を行うため、付則第2項で、準備行為として規定し、この条例の施行前においても行うことができるとしております。

付則第3項では、市立幼稚園の条例において、牧の台幼稚園の閉園に伴う別表から項の削除を、付則第4条では、緑保育所の閉園に伴い、保育所

条例の表から緑保育所の項の削除を規定しました。

恐れ入りますが、議案書 5 ページをお開きください。

先ほど説明いたしました、幼稚園と保育所でございますが、5 ページの上段、左側にある現行 9 つの幼稚園の一番下に記載しております「牧の台幼稚園」の項を、付則の第 3 項で右側改正後（案）のとおり、削除するものでございます。

また、下段の左側にある現行 8 つの保育所の下から 4 番目に記載しております「緑保育所」の項を、付則の第 4 項で右側改正後（案）のとおり、削除するものでございます。

次に 6 ページをご覧ください。6 ページから 7 ページにかけて、付則の第 5 項として、川西市立小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例において、「幼保連携型認定こども園」の名称を追記するなど、下線で表示しております箇所を一部改正の内容を規定しております。

次に 7 ページをお開きください。

付則の第 6 項において、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例において、前項での条例題名の改正を受け、「幼保連携型認定こども園」の名称を追記しております。

7 ページの下段から 8 ページにかけて、付則の第 7 項において、川西市職員公務災害見舞金支給条例に、付則第 5 項での条例題名の改正を受け、「幼保連携型認定こども園」の名称を追記する一部改正の内容を規定しております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

今回、「川西市立牧の台みどりこども園」というのが、川西市立では初めて幼保連携型認定こども園として開園されますが、今まで牧の台幼稚園や緑保育所をご利用になっただけの保護者の皆様、お子様方、そして、そこを愛してくださっていた地域の皆様にも、新しい認定こども園が愛されて、育まれていくことを切に願っております。

その上で、名称というのは、とても大事だと思っておりますが、今回、名称を決めるにあたっては、地域の方々とか、いろんな方にお話を聞かれた、ご意見を聞かれたと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

子ども育成課長（丸野） 2つの幼稚園、保育所が無くなる中で名称を残していければ、歴史もありますので、いいなあという考えが基本にございました。その中で、やはり地域的なものの「牧の台」、そして緑保育所の「緑」を残すにあたっては、その「緑」を平仮名にすることで柔らかくなるというご意見は、実は現場の所長さんや保育士さん、幼稚園の園児や先生方からのご意見をいただきまして、そういう形で平仮名にすれば、確かに柔らかくなるのでいいかなあということで、させていただいた内容でございます。

牛尾教育長 よろしいですか。

磯部委員 はい、ありがとうございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。  
よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第16号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第5、議案第17号「川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども・若者政策課長（岩脇） それでは、議案第17号「川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。  
議案書の9ページをお開きください。  
本案は、川西市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。  
提案の理由であります。東谷中学校区において、平成30年4月に市立認定こども園の第1号が開園されることに伴い、市立認定こども園の園区の設定に関する調査審議を行う附属機関を設置する必要が生じたこ

とから、これを「川西市子ども・子育て会議」の担任事項に含めることとするため、本案により「川西市子ども・子育て会議条例」の一部を改正しようとするものであります。

また、市立幼稚園の園区に関しましては、現在「川西市付属機関に関する条例」において「川西市立学校校区審議会」の担任事項とされておりますが、これまでの市立幼稚園・保育所の再編・一体化事業の推進経過を踏まえまして、幼稚園園区に関しましては同審議会で担任することを改め、市立幼稚園及び認定こども園双方の園区に関して「川西市子ども・子育て会議」において担任することとする改正を、本案において同時に行おうとするものであります。

なお、改正条例の内容は議案書の10ページに、また新旧対照表は11ページに記載しております。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。よろしいですか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第17号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第6、議案第18号「川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

こども育成課長 (丸野) それでは、議案第18号「川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の12ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでござ

います。

今回の提案理由でございますが、平成31年4月1日をもって川西市立松風幼稚園を廃止するため本案を提出するものでございます。

以下、改正いたします内容につきまして、議案書13ページ、新旧対照表では議案書14ページでご説明いたします。

では、13ページをお開きください。

川西市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部で、別表川西市立松風幼稚園の項を削ると改正するものでございます。

また、付則において、この条例は、平成31年4月1日から施行すると定めております。

この別表につきましては、14ページの新旧対照表をご覧ください。

左側、現行の9つの市立幼稚園の下から3番目、松風幼稚園の項を、右側の改正後（案）のとおり、削除するものでございます。

松風幼稚園は、昭和49年4月に開設され、開設から43年が経過し老朽化が著しく、耐震対策が必要な建物でございます。また、平成5年4月から4歳児、5歳児の2年保育を開始いたしましたが、入園児が減少し、平成15年4月から4歳児、5歳児ともに30人以下の単学級となりました。

現在に至っても単学級の状況は変わらず、ここ近年は10人前後の入園児状況となっており、今後も入園児数の増加が見込めない状況でございます。

なお、平成21年11月の川西市幼児教育問題審議会からは、「1学年の学級数は、複数が望ましい」との答申を受けているところでございます。

このような状況から『川西市子ども・子育て計画』におきまして、「市立幼稚園と保育所の再編・一体化事業計画の中の一つに、緑台中学校区民間保育所等整備事業として、緑台中学校区に新たに民間保育所等を整備し、松風幼稚園については廃園とします。」と規定し、地元への説明を重ねてきたとおり、松風幼稚園を平成30年度末をもって廃止することとし、今回の条例の一部改正により、その項を削除するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第18号については、これを可決す

ることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長           ご異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては、可決されました。

牛尾教育長           では次に、日程第7、議案第19号「平成30年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

教育推進部参事兼学校指導課長(伊豆)       それでは、議案第19号「平成30年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」ご説明申し上げます。15ページをご覧ください。本案は、平成30年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

教科用図書の採択に関しましては、本年度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、小・中学校教科用図書の採択、平成30年度からはじまる小学校「特別の教科 道徳」並びに学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択を行う年度でございます。そこで本案を提出し、方針及び組織について教育委員会の議決を求めるものであります。

16ページに掲げております平成30年度使用教科用図書の採択方針についてご説明いたします。

(1) 採択の基本方針といたしまして採択にあたっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い慎重に採択する。と、いたします。

ア 「特別の教科 道徳(以下「道徳科」という。)」を除く小学校教科用図書の採択につきまして、

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、平成29年度使用教科用図書と同一の教科書を採択するものといたします。

イ 小学校「道徳科」の教科用図書の採択につきまして、  
小学校学習指導要領により平成30年度から「特別の教科」となる「道徳科」の教科用図書採択の年度にあたるので、「小学校用教科書目録」に

登載されている教科書のうちから、綿密周到な研究と調査を行い、慎重に検討し採択するものいたします。

ウ 中学校教科用図書の採択につきまして、

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、平成29年度使用教科用図書と同一の教科書を採択するものいたします。

エ 特別支援学校ならびに特別支援学級教科用図書の採択につきまして、

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択に当たっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考の上、十分な調査研究を行い、適切な教科用図書を採択するものいたします。

続きまして、採択に関する組織についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。

2 平成30年度使用教科用図書の採択に関する組織については、川西採択地区協議会規約に基づいております。

川西市教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、猪名川町教育委員会と共同して川西採択地区協議会を協議会規約に則り組織し、協議会における協議の結果に基づいて、平成30年度使用教科用図書を採択いたします。

選定委員会は、今回の採択用教科用図書を調査・研究し、採択候補となった教科用図書を協議会に「報告」をいたします。その「報告」を受け、協議会は協議を行い、その結果を教育委員会に「通知」いたします。そして、教育委員会は「通知」を受け、平成30年度使用教科用図書を「採択」ということとなります。

このような流れで、採択を進めてまいりたいと考えております。

18ページをご覧ください。

次に、「川西採択地区協議会委員の委嘱、任命」についてであります。協議会規約に基づいて、川西市から8名、猪名川町から6名を、それぞれの教育委員会が委嘱または任命いたします。

川西市の8名については、それぞれの選出区分に応じて、1番から8番までの委員を委嘱または任命しようとするものであります。

5番の宮城教諭は、小学校教員免許状はもちろんのこと、特別支援学校教員免許状も所有しており、今年度は、特別支援教育コーディネーターとして活躍しています。小学校教育及び特別支援教育における豊かな経験と実践及び専門的な知見を有しています。

7番の松岡様は、在職中は、川西市教育情報センター所長や川西市教育

委員会教育振興部教育支援室長として、教科書採択に係る所掌事務の責任者を務めるなど、豊かな経験と専門的な知見を有した方です。

また、委員の任期は、協議会規約第7条第2項の「委員の任期は1年とする」との条項に基づき、平成29年5月31日から、平成30年5月30日まででございます。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。どうですか。よろしいでしょうか。

磯部委員

16ページの1番の(1)のイのところですが、今回初めて小学校の「道徳科」の教科用図書の採択が入ると思います。そして、一番最後のフレーズのところに「綿密周到な研究と調査を行い」と書かれていますので、いつも慎重になさっていますが、それ以上に初めてのことなので皆様も研究なさると思いますし、とても大事なことだと思います。実際には選定委員会の方がそこに携わるとは思います。普段以上に時間を確保したり、機会を確保したりということはお考えでしょうか。

教育推進部参事兼学校指導課長(伊豆)

実際のところは、短い例年の期間での採択ということになってきますが、例年2回から3回というところを、できる限りその回数も含めて充実した期間になりますよう、選定委員の皆様にはご審議賜りますようまたご依頼したいと考えております。

学校教育室長(岸)

追加でございますけれども、今回、「道徳」の調査委員につきまして、小学校の道徳の部会、それぞれ教科の部会がありまして、道徳の部会でこれまで実践を積んできた者を中心に調査委員として、そこで調査研究という形になりますので、実践に基づいた形でしっかりやってくれるものと期待しております。

以上です。

磯部委員

くれぐれもよろしくお願いいたします。

牛尾教育長

ほかにございませんか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。議案第19号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。



(「異議なし」の声)

牛尾教育長      ご異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては、可決されました。

牛尾教育長      では次に、日程第8、議案第20号「川西市指定文化財の指定について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

社会教育・文化財課長(井上)      それでは、議案第20号「川西市指定文化財の指定について」ご説明いたします。

議案書21ページから25ページをあわせてご覧ください。

本件は、川西市指定文化財の指定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めようとするものです。

今回、川西市指定文化財の指定を受けようとするものは、黒川字奥瀧谷の台場クヌギ群落です。所在地は、黒川字奥瀧谷16番の一部で、23ページの位置図では、16番のエリアを薄いオレンジ色で示しております。そのうち四角くピンク色で示しました部分が指定予定地になります。面積は、約2千4百平方メートルで、現在、40本の成木が確認できております。所有者は能勢電鉄株式会社で、保全活動も能勢電鉄株式会社が福利厚生活動の一環として、定期的に整備活動を行っておられます。

台場クヌギは、炭の原木として用いるために、植栽したクヌギを頭木あるいは台場といわれる特殊な仕立て方をして育てられたクヌギのことで、24ページから25ページにありますように特異な樹形を呈しております。

当地の台場クヌギ群落については、22ページの指定理由等にございますように、日本全国の里山林が放置される中で、川西市黒川一帯の里山林は室町時代から現在に至るまで木炭生産等に利用され続けていることから、8年から10年ほどの周期でクヌギが輪伐され、パッチワーク状の風景が生まれるなど、他の地域では見られない固有の景観が構成されています。またこの地で生産される炭は池田炭、または一庫炭と呼ばれ、茶道文化とも深く関わっており、猪名川上流域の里山の歴史や文化を語る上で、当地の台場クヌギは貴重な文化財であるといえます。あわせて多様な昆虫や野生動物に生息・生育環境を提供し、生物多様性の維持にも重要な役割を果たしています。

猪名川上流域にはかつて広く分布していた台場クヌギも現在は放置されるものが多く、利用されている台場クヌギは川西市域でも激減しており、

そのなかで、当所在地の台場クヌギは個体数も比較的多く、とくに現在も所有者による保全活動を通じて台場クヌギが維持されており、当地域の固有景観を守り、里山の自然や歴史、文化を守り伝えていくためにも貴重な群落といえます。

以上のことから、文化財審議委員会において、天然記念物として、市指定文化財に指定されるのに適当であるとの答申を得ております。

以上、よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

服部委員

先ほども出ていましたけど、人口減が続く中で、川西市の魅力をどう上げるかということで、天然記念物だけではないんですが、天然記念物も市の魅力を上げる一つの大きな手段だと思います。川西の里山は日本一といっておきながら、その背景となるものに対して、まだ何も指定もされてなかったというのが、今回こういう形で指定されたというのは、非常に喜ばしいことだと思います。

ただ、台場クヌギというのは、能勢電鉄の所有地だけではなくて、川西市内に何箇所かにわたって広がっております。ですから、その地域も含めて、きちんと今後、指定していただきたいと思います。それがまず第1点。

それで、今回、こういう形で初めて、日本で初めてだと思いますが、こういう里山が天然記念物化されたということは、すごいことだと思いますが、この広報をどういう形でされていくのか、それをお尋ねしたいということと、それから、台場クヌギだけではなくて、川西市には、清和台のシロバナウンゼンツツジとか、いろいろ重要なものがあります。そういうものの今後の指定の方針といいますか、指定の手続きですね、それはどうなるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

社会教育・文化財課長（井上）

今回指定されましたことの広報についてですが、まず、一番最初としましては、今回指定しましたということで、市の広報担当を通じまして記者クラブに情報を流すのが一つですが、あと、今後のところでは、前々から教育委員の皆様から、あるいは意見をいろいろといただいておりますが、指定看板、あるいは市の指定文化財も天然記念物に関するものが増えてきておりますので、その辺のPRできるものが何かリーフレット等をつくればいいなあとというふうなところで現在、考えておるところでございます。

それから、市内にはまだ、服部教育委員がおっしゃいましたが、清和台のシロバナウンゼンツツジを初め、前々回の教育委員会の定例会のほうで、天然記念物に指定していく候補物件ということで複数挙がっております。そのあたり、すべてがすぐというわけにはいかないとは思いますが、優先順位というところも考えないといけないと思いますし、また、所有者の同意というものが、どうしても文化財指定をしていくにあたっては重要になってきますので、その辺も考慮しながら、少しでも市内の指定文化財を増やしまして、今後の市の観光のPR、あと、また子どもたちの環境学習とか、また市民のふるさと意識向上のために努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

牛尾教育長

よろしいですか。

服部委員

もう一点、この天然記念物指定に関しては、文化財審議会の意見を聞かなければいけないんですけど、今後の文化財審議会の開催される予定、今年度の予定を教えてくださいたいんですが。

社会教育・文化財課長（井上）

次回の会は、まだ開催日時というのは、はっきりしておらないんですが、例年8月、9月のところで、委員が複数おられるんですが、やはり大学の教授といった方で、なかなか時間調整が難しい、日程調整が難しいところもあります。例年8月、9月というふうな日程のところで開催をさせていただいているところでございます。

以上です。

牛尾教育長

ほかにございませんか。

加藤委員

前回も言ったと思いますが、天然記念物に関しては、それをツールにして、服部委員が言われたように、この市の魅力を向上させていくために、この間、議決をとったところだと思っすね。ということは、そのうちやるかなという話ではなくて、もっとプランニングして、次はどれがいけそうかというようなことを、一つずつ「これやってみたけれど、だめだったけど」というのではなくて、どれをしていこうかということをしておいて、例えば、年にどのくらいまではやるとか、そういうきちんとしたプランニングをもってやらないと、来年になったら議決の効力が切れるというものではありませんので、その辺のところは、よろしくお願ひしたいと思

います。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

磯部委員 保全活動について少しお尋ねしたいことがございます。先ほどの説明のとおり、保全活動というのは、もちろん所有者によるところだと思えますが、川西市の広報紙にも以前、特集が組まれていましたとおり、野生動物によるこのあたりの被害というのかなりあるというふう伺っています。クヌギも、小さいときに荒らされてしまうというお話も聞き漏れておりますが、いま現在、今回、文化財指定されたクヌギ群落のところというのは、例えば、鹿よけのフェンスとか、そういう対策が既になされているのでしょうか。

社会教育・文化財課長（井上） お手元の写真、少しわかりにくいかもしれませんが、緑色の小さなネットを囲ったような形でやっているところがあるかと思えます。能勢電鉄の担当者のお話では、鹿よけを考えながら、最近やはり鹿の害というのは大変増えているということで、気をつかいながらやっているということ聞いております。

磯部委員 保全活動は、もちろん所有者ということですが、大事に守っていくということも大切だと思いますので、魅力発信に最終的につながっていくために、教育委員会、市長部局など関係部署が協力しながら、ぜひとも指定したところを守って生かすということにこれからも注力していただければと思います。よろしくお願いします。

牛尾教育長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第20号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第20号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第9、諸報告であります。諸報告1「川西市若者実態調

査結果報告書」について事務局から報告をお願いいたします。

こども・若者政 それでは川西市若者実態調査結果報告書について、ご説明させていただ  
策課長（岩脇） きます。

皆様のお手元に資料としてお配りしております、この「川西市若者実態調査報告書」につきましては、「子ども・若者育成支援推進法」第17条に基づきまして、平成28年度に15歳から39歳の若者を対象に実施した「子ども・若者実態調査」の結果を取りまとめ、分析を加えたものでありまして、今年度取り組む予定の「川西市子ども・若者育成支援計画」の改定にあたっての基礎資料として活用するものでございます。

調査の概要につきましては前回の教育委員協議会でもご報告したとおりでございますが、報告書として製本いたしましたので、配布させていただきしました。

報告書の前半4ページから90ページでは、一般と高校生及び男女別に回答を集計したものを掲載してございまして、また、後半の91ページ以降では、さらに「ひきこもり類別」として、「広義のひきこもり群」「親和群」及び「一般群」に分類した集計を記載しております。

そして、当該報告書を基に改定いたします川西市子ども・若者育成支援計画につきましては、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項の規定に基づくもので、現計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間、計画の対象者は概ね30歳未満の者及び社会生活を円滑に営む上で困難を有する40歳未満の者であります。

改定案の作成にあたりまして、川西市青少年問題協議会において、既に専門委員会を設置しておりますが、この専門委員は、子ども・若者の健全育成に関する専門的な知識を有する者4名と公募市民委員1名で構成しております。

また、計画改定までのスケジュールですが、6月から9月にかけて、専門委員会を概ね4回程度開催いたしまして、原案を作成する予定としております。その後、青少年問題協議会での審議を経た後、教育委員会へご報告させていただくこととしております。

川西市若者実態調査結果報告書に関しまして、以上で説明を終わります。

牛尾教育長 只今の報告について、ご質問はございませんか。

鈴木委員 立派な資料ができて感心していますが、例えば、ここに挙がってこない、すくい取れない、アンケートに答えることもできないでいる人たちという

のが、必ずあるかと思います。そこへの視点というのを今後ぜひ持っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

こども・若者政 策課長（岩脇） 先ほどのご意見でございます。これをまとめて、先ほど申し上げましたとおり、育成支援計画の改定につなげてまいります。この中では、すべての若者、それから困難を有する者、大きく2本の重要目標を立てまして、新しく我々が進めていくべき施策を取りまとめますので、今回アンケートの対象にならなかった方に対しましても、その中で支援施策の対象としてまいるところでございます。

以上です。

鈴木委員 ありがとうございます。期待しております。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

服部委員 いろんな重要な報告が出ていると思いますが、これはどう見たらいいんでしょうか。いろんな回答が出ているんですが、その回答に対して、いいとか悪いとかだけではないと思いますが、他地域と比べてどうかとか、この数値自体が一体どういう意味があるのかというような解析は、今後されるんでしょうか。

こども・若者政 策課長（岩脇） 原則的には、この結果をもちまして、専門委員会のほうで、専門家の方を交えてさらなる分析をしていただく予定でございます。傾向的には、先ほど委員おっしゃいましたとおりに、数の増減でありますとか、国の調査との比較の中で、本市のこのひきこもり数の水準はどうか、そういったところの分析を進めますとともに、それぞれアンケート結果の中で出てきております、例えば、5年前に調査したときとの特徴的な回答の傾向の違いでありますとか、また、ひきこもり群を分けた形での集計した場合の特徴的な結果でありますとか、そういったものをすべて分析する中で、今後の施策立案につなげていこうと考えておるところでございます。

以上です。

服部委員 73ページで、「現在の配偶者とどのようなきっかけでお知り合いになりましたか」ということで、たくさんの項目が挙げてありますが、これはどう評価したらいいわけですか。どういう目的でこういう調査をされたのかというような内容について、それを分析されるのかどうかと。多分、こ

の中身を見ていると、いろんな質問事項はするけれど、質問したけど、それは一体何の目的でこういうことをされているのかという、そこは分析されるんですね、今後。

こども・若者政 そのあたりを含めての分析に入ります。  
策課長（岩脇） 中身につきましては、国が実施しております「若者の生活に関する調査報告書」などでの質問事項をベースにつくっておりますが、先ほどご指摘のありました、73ページの知り合うきっかけの場所など、これを分析したならば、これを行政が提供していくべきものなのかといったような分析が必要なのかどうなのか含めまして、専門委員会の中での検討事項としたいと思っております。  
以上です。

牛尾教育長 ほかにございませんか。よろしいですか。

牛尾教育長 それでは諸報告1については以上といたします。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。  
次回の定例教育委員会は、6月15日（木）午後2時から、庁議室において開会の予定です。

牛尾教育長 これをもちまして、第9回川西市教育委員会（定例会）を閉会いたします。お疲れ様でした。

[ 閉会 午後3時10分 ]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成29年6月15日

署名委員 服 部 保 ⑩

鈴木 温 美 ⑩